

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

1 防災対策の充実

現状と課題

- ◆安全・安心に対する町民ニーズが高まる中、集中豪雨や大地震などへの対応、消防・防災体制のさらなる充実、強化が求められています。
- ◆本町の消防体制は、非常備消防として、消防団(13分団)が組織されているほか、常備消防として、粕屋北部消防組合が設置され、古賀市に本署、新宮町に分署が設立されており、非常備消防と常備消防が互いに連携しながら防災活動や防火・救急活動を行っています。消防団においては、消防団に対する理解不足や団員の就業形態の変化などにより、団員の確保や昼間の消防力の維持が難しくなっています。
- ◆消防防災装備などについては、消防車両、機械器具、消防水利(防火水槽・消火栓)など、計画的に整備・拡充を行うとともに、広報や防災マップ発行などを通じ、防災意識の啓発に努めています。
- ◆平成17(2005)年3月の福岡県西方沖地震の発生や近年の局地的集中豪雨の発生頻度が増加していることなどを踏まえ、平成22(2010)年、今後の防災全般の総合的な指針となる「新宮町地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」を見直しました。今後はこの計画にもとづき、町民の安全確保や支援に取り組みながら、住民と行政、防災関係機関が協力して助け合う地域づくりも重要となっています。
- ◆一方、大雨による浸水対策として、平成8(1996)年度から平成22(2010)年度までに県営河川の湊川や牟田川の改修が行われ、町営河川は災害の多い箇所を中心に改修を行ってきました。これにより、浸水や冠水による被害は大きく改善されてきましたが、より安全なまちづくりを推進していくためには、河川の改修に加え、雨水の流出を抑制する仕組みや河川の適切な維持管理、土砂災害対策など、総合的・継続的に取り組むことが必要です。

◆施策の方針

災害に強いまちづくりに向け、地域防災計画にもとづき、消防救急体制の充実、危険箇所の対策を推進します。

◆施策の体系

防災対策の充実

- ◆協働による災害に強いまちづくりの推進
- ◆消防救急体制の充実
- ◆危険箇所への対策

<協働を推進するために>

大規模災害が発生したときは、行政だけで対応することはできません。日ごろから、町民(自助)や地域(共助)、行政や防災関係機関(公助)が協力して助け合う地域づくりや役割分担が大切です。

また、「災害を発生させない」、「災害が発生しても自分の身は自分で守る」という意識で、常日頃から災害に備えるとともに防災関係情報に関心をもち、地域などで開催される防火・救命訓練などに参加し、防災に心がけることが重要です。

施策の内容

①協働による災害に強いまちづくりの推進

- 新宮町地域防災計画にもとづき、国、県、消防、警察などの関係機関と連携し、総合的な防災対策への体制づくりに努めます。
- 地域における自主防災組織(※注1)の設立を促し、自発的な防災体制の強化を図ります。
- 町民の防災意識を高揚するため、防災訓練を実施するとともに、地域や町民と連携しながら防災マップを改訂し、災害予防に努めます。
- 独居高齢者などの災害時要援護者への避難路、避難場所の周知を図るなど、避難支援体制を強化します。

②消防救急体制の充実

- 消防団の充実を図るために、機材や施設の整備、改修を行うとともに、消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。
- 一人暮らしの高齢者宅の防火訪問など、火災予防活動を重視するため、女性が入団しやすい消防団の組織づくりや企業による消防隊の増設などを検討します。
- 開発に伴う町土の変化や建物の高層化、水利施設の老朽化などに対応するため、消防機材や消火栓、水利を計画的に整備・改修します。

- 計画的に防火や救命訓練を実施するとともに広報活動を通じて町民の防災意識の啓発に努めます。
- 的確に災害情報を伝えるため、国が進める放送システムのデジタル化に対応した施設の更新を進め、新宮町防災行政無線(※注2)の充実に努めます。
- 武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態に対処するため、「新宮町国民保護計画」にもとづき、国や県など関係機関と連携した迅速な情報提供に備えます。

③危険箇所への対策

- 福岡県が行う相島地区急傾斜地崩落対策事業にあわせ、必要な施設の整備を検討します。
- 大雨時の家屋の浸水や道路の冠水の対策のため、町営河川の改修を進めるとともに、住宅地に隣接する空き地などを利用した調整池機能を有する公園や広場の検討を行い推進します。
- 土砂災害防止法にもとづき、土砂災害警戒区域など指定された区域での町民の安全確保に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
自主防災組織数	1団体	6団体
防災訓練実施団体数	1団体	21団体

(※注1) 自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体。

(※注2) 防災行政無線とは、緊急時に気象情報及び災害情報等の的確かつ迅速な発信を行い、平常時には行政からのお知らせを行うための屋外放送塔。

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

2 防犯対策・交通安全対策の強化

現状と課題

- ◆子どもや女性、高齢者など、社会的弱者を狙った悪質な犯罪が全国的に後を絶たないことから、防犯体制の強化が求められています。本町でも、防犯ボランティア団体やPTA、老人クラブ、行政区、隣組合などによって、児童・生徒の通学時の見守り活動や夜間防犯パトロールなど地域の防犯活動が活発に取り組まれています。
- ◆防犯活動においては、地域の自主防犯団体と警察、行政などとの連携強化や情報共有が重要であるため、本町では連絡協議会を立ち上げるとともに、防犯灯など施設の整備、防犯活動に対する補助や合同防犯パトロールの実施などの対策や啓発を進めてきました。
- ◆本町の交通安全対策については、都市化の進展により交通量は増えているものの、交通事故の発生件数は平成21(2009)年度で約250件と減少しています(※別表1)。しかし、高齢者に関わる事故は増加する傾向にあり、道路交通における安全対策が求められています。
- ◆今後、防犯対策については、地域、警察、行政の連携をさらに強化し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。また、交通事故の発生を防止するため、警察などの関係機関と連携し、町民のだれもが、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を継続して進めていく必要があります。
- ◆平成22(2010)年、本町は「安全安心まちづくり条例」及び「暴力団排除条例」を制定し、安全安心まちづくりの基本理念や施策の方向性を定めるとともに、行政と町民が一体となって暴力団を排除することを決議しました。

◆施策の方針

犯罪・事故のない安全・安心なまちづくりに向け、情報の適切な提供、他機関・団体との連携、各施設の整備を促進し、防犯対策・交通安全対策の強化に努めます。

◆施策の体系

防犯対策・交通安全対策の強化

- ◆防犯活動の支援と広報の充実
- ◆交通安全意識の高揚
- ◆防犯・交通安全施設の整備
- ◆暴力犯罪の防止

別表1

◆本町の交通事故発生状況の推移

項目		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
交通事故発生件数 (発生地別)	福岡県	50,890	45,703	44,353	44,340
	新宮町	342	307	257	244
交通事故死者数 (発生地別)	福岡県	241	199	197	195
	新宮町	2	0	0	1
高齢者交通事故死傷者数 (発生地別)	福岡県	6,407	6,510	6,424	6,671
	新宮町	37	27	32	28

<協働を推進するために>

「自分たちの安全は自分たちで守る」という防犯意識をもつことが大切です。地域においては、子ども見守り活動や夜間パトロールなどの防犯活動への自主的な参加が必要です。

だれもが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、家庭や地域で交通安全意識を高めるとともに、飲酒運転による交通事故が後を絶たないため、町民の意識を改善することが必要です。

施策の内容

①防犯活動の支援と広報の充実

- 防犯に対する啓発活動を進め、各地域で自主防犯活動団体の設立を支援するとともに、警察などの機関や防犯関係団体との連携をさらに強化します。
- 新宮町安全安心まちづくり推進協議会を中心に、防犯に対する地域・行政・関係機関との連携を図ります。
- 防災行政無線や広報、ホームページなどを活用した防犯情報や防犯知識の適切な提供に努めます。

②交通安全意識の高揚

- 高齢者に対する交通安全の啓発や講習会を重点的に実施するなど、各年齢層に応じた交通安全教育の推進を図ります。
- 交通安全指導員を中心に、イベント、広報誌などを通じ、交通マナーや交通ルールの啓発を行います。

③防犯・交通安全施設の整備

- 信号機、防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の充実や夜間の歩行者の防犯対策に努めます。
- ノーマライゼーション(※注1)の視点で歩道や交差点など交通危険箇所の再点検を行い、施設の改良・改修を計画的に進めます。
- 新たな人口集中地域となるJR新宮中央駅周辺の安全を確保するための方策を検討します。

④暴力犯罪の防止

- 暴力団排除条例にもとづき、暴力的組織の入札参加禁止や公的施設の使用禁止など、町が率先して暴力団排除の措置を講じます。
- 暴力団の排除を推進するため、警察などの関係機関と連携し、広報、啓発活動の充実や適切な情報提供を行います。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
自主防犯組織数	4団体	21団体

(※注1)ノーマライゼーションとは、高齢者も若者も、障害のある人もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会を築いていくこと。

第5章 安全・安心な生活が送れるまち

3 生活相談・支援の充実

現状と課題

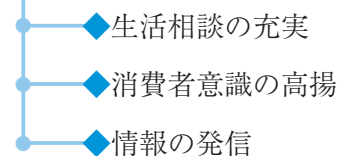
- ◆本町では、町民が安心して生活できるように行政相談委員（※注1）や人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による無料法律相談などを行ってきました。
- ◆近年、多重債務やインターネット通販、訪問販売や電話勧誘など、消費者トラブルの発生件数は高水準で推移しています。被害にあって初めて意識不足を後悔するケースも多いため、消費者としての意識高揚や相談できる体制づくりが求められています。
- ◆国においても消費者の安全・安心に関わる問題については、消費者の視点から監視する機関として、消費者庁（※注2）が平成21（2009）年5月に設置されました。
- ◆本町では、平成21（2009）年に消費者相談窓口や消費者ホットライン（※注3）を設置しました。また、各行政区でも消費者学級を開催するなど、啓発に努めてきました。今後は、消費者への教育・啓発や相談体制のさらなる充実に努める必要があります。

◆施策の方針

町民自らが消費者意識を高め、被害防止になるように情報を提供し、被害者への早期対応が出来るよう、県や弁護士会などと連携し、相談窓口やホットラインなどの広報活動を推進します。

◆施策の体系

生活相談・支援の充実



<協働を推進するために>

消費者トラブルに遭わないようするため、消費者学級などへ積極的に参加し、正確な知識と判断力を身につけ、賢い消費者になることが大切です。

消費者トラブルに遭ったときは、関係機関を積極的に活用することが求められます。

施策の内容

①生活相談の充実

- 複雑な問題から身近な心配ごとまで気軽に相談できるようにするため、専門的な知識を有する弁護士や相談員などとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- 福岡県消費生活センター(※注4)や弁護士会などの関係機関と連携し、消費者相談窓口の充実に努めます。

②消費者意識の高揚

- 被害にあって初めて消費生活に関心を示すことが多いため、各行政区や老人会などを対象とした消費者学級を開催し、賢い消費者になるための意識づくりを推進します。
- 地域における消費者トラブルを未然に防ぐため、民生・児童委員などを対象とした研修会を実施します。

③情報の発信

- 消費者を取り巻く環境が大きく変化し、被害に遭わないよう消費者問題への意識高揚のため、広報誌やホームページなどでの情報の提供に努めます。
- 消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、成人式などでリーフレットの配布など情報の提供に努めます。
- 消費者自らが正確な知識と判断力を身につけ、安心して適切な行動ができるための情報を提供していきます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
消費者学級の開催回数	3回	10回

(※注1) 行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う。

(※注2) 消費者庁とは、消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指し、平成21年に発足した内閣府の外局。

(※注3) 消費者ホットラインとは、消費生活センターなどの消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内するサービス。

(※注4) 福岡県消費生活センターとは、県民からの消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け、その解決に向けた助言や情報提供などを行う機関。